資料３

検討すべき論点及び今後の方向性

〇対：外務省・JICA

	PCI 事件前	PCI 事件後	今後（考えられうる方策）
再犯防止のための措置強化の可能性はないか	有償資金協力、無償資金協力、技術協力の３スキームでそれぞれ措置規程を策定し、状況に応じて、指名停止又は契約を受注することから失格とする措置を講じている（最長２年）。 １スキームで起こった不正事件に対し、３スキーム全てで措置＝連座制）	新 JICA 発足に伴って、JICA が実施する無償資金協力及び有償資金協力について、措置規程を定めた。新規程では、国内公共モデル規程に沿って、談合への措置強化（最長３年）。また、円借款における措置の発動要件として、従来は「当該国の司法機関による確定判決または行政機関による最終処分がなされた場合」などに限られていたが、国内法令に違反して逮捕・起訴された場合にも迅速に措置の発動が可能となるよう、JICA の措置規程において発動要件を追加。	贈賄や不正または不誠実な行為に対する措置を強化できないか。 不正または不誠実な行為を行った者に対し、技術士等の個人資格の時限的停止ができないか。

外部監査制度をさらに強化して相手国へのモニタリングをより強めることはできないか	有償資金協力、無償資金協力、技術協力の各スキームについての外部監査の拡充、「抜き打ち監査」の実施、監査結果のフォローアップ及び改善を図るための仕組みを整備。 円借款においては、JICA はこれまで、日本政府・JICA と借入国政府との間で合意している国について、コントラクターの調達部分についてのみ、外部専門家を活用して調達手続きの適正性のチェックを行う事後監査を実施。 300 万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務づけ。	全世界における PCI の契約を再検査。 また、円借款において、コンサルタント雇用の部分を含め必要と判断される案件について事後監査を実施できるよう、日本政府・JICA と借入国政府との間で合意し、JICA と借入国政府との借款契約に規定。さらに、既往円借款案件の中には、事後監査の実施について合意する前に供与したものもあるが、こうした案件についても、事後監査の実施について、借入国政府の協力を求めて事後監査を実施していく。	ー
コンサルタントの雇用に当たって、JICA の関与をより高めていく	借入国の実施機関がコンサルタントを雇用するにあたり、JICA は借入国に対し、①プロポーザル招請状の発出、②プロポーザル評価、③契約締結の各段階において、JICA に対	同意手続きを一層強化するため、JICA が同意のために詳細なチェックが必要と考える場合に、そのための資料の提出を借入国に義務付ける旨を、	ー

	する同意申請を義務づけ、また JICA と借入国政府との借款契約において JICA が必要であると判断する書類の提出を、一般的な形で借入国実施機関に義務づけ。	JICA と借入国政府との借款契約に明記。 今後入札手続きが開始される大口のコンサルタント契約については、JICA が技術指導のための外部専門家を借入国に派遣し、コンサルタント雇用における手続きの促進とともに公平性・透明性を図る。	
不正情報受付窓口の設置	個別に担当課で受付。	不正情報を一元化する窓口を設置。また、各大使館に不正腐敗に関する相談窓口を設置し、外務省 HP で公表。	より効果的に活用する方法として、以下は考えられないか ーデンマークのように、情報提供時に必要な項目（名前、メールアドレス、不正の内容等）を予め明示して、情報の信頼性を高める取組みを行ってはどうか。 ー大使館の相談窓口の設置について、対外的な周知が不十分であることから、当該窓口が有効に活用されるよう再度周知すべき。

〇対：企業

	PCI 事件前	PCI 事件後	今後（考えられうる方策）
企業のコンプライアンスをどのように高めていくか	外務省・JICA で定期的にコンサルタントの懇談会を実施。	コンサルタント業界との会合を開催し、更なる法令遵守の強化を働きかけ。今後も、コンサルタント業界の法令遵守の取り組み状況を注視。	ODA にかかるコンプライアンスの広報用パンフレットを作成してはどうか。
企業の国際競争標準に対する認知度をどのように高めていくか	―	―	FIDIC 契約約款等に関する業界内勉強会等を行ってはどうか。

〇対：相手国

	PCI 事件前	PCI 事件後	今後（考えられうる方策）
不正事案が起こった場合、当該国への ODA の供与方針をどうするか	―	ベトナムに対して、08 年８月～09 年２月まで円借款の新規供与に係る検討を停止。	不正事案が起こった場合、その国自体の ODA 供与を止めてしまうのは、世界的にみても異例の措置。当該コンポーネントに対する資金供与の停止や当該スキームの新規供与の停止が現実的か。

相手国への法制度整備支援を通じたガバナンス強化をどう進めていくか	ベトナム、カンボジア、ラオス等を中心に、技術協力プログラムを通じて、法制度整備支援を行ってきている。	同左	ー円借款の大規模供与国であるベトナム、インドネシアは「法制度整備支援に関する基本方針」(09 年４月策定）の重点国とされている。 ー支援分野はどうするか、法曹能力の向上に加えて、法律の運用や施行の能力向上といった行政システムへの支援を進めるか（中央政府のみならず、地方政府も)。 ー我が国の支援人員はどうするか。 ー要請主義とのバランス

（参考：JICA 資料より：ベトナム）

法・司法制度改革支援プロジェクト	技術協力ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ	自 2007.04.01	至 2011.03.31
		計画額： 453,647 千円	

投入実績： 長期専門家 5 名 短期専門家 1 名 本邦研修 30 名
カウンターパート：司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院
主な活動内容：
・パイロット地区であるバクニン省における地方司法機関及び法曹の裁判実務の能力改善及び経験の蓄積。
・バクニン省でのパイロットプロジェクトで得られた教訓と考え方をもとにした、中央司法機関及び統一弁護士会（設立準備中）の地方司法機関及び弁護士に対する指導、支援に関する制度的能力向上への支援。
・(必要かつ時宜に応じて）裁判及び執行実務の改善に役立つ法規範文書(LNDs)の策定（改正民事訴訟法・改正刑事訴訟法の起草支援等)。フェーズ３から、国家賠償法、判決執行法、不動産登記法等の起草支援も継続。
・法曹養成に必要な制度的能力の強化。